

改教時報

第十七號

明治三十二年九月一日

大日本佛教徒同盟會綱領

- 一、佛教本來の面目を發揮して、各自の信念を確立し、國民の道徳を涵養し品性を陶冶する事。
- 二、佛教の本旨に基きて人道の大義を唱導し、精神的結合によりて國民の一致を鞏固にし國家の隆盛を企圖する事。
- 三、佛教護持の責任を全ふし、健全なる宗教界を形作る事。
- 四、各宗僧侶を獎勵し、其學徳を高めしめ、又從來の惡弊を改善せしむる事。
- 五、政教問題を研究して、政府をして公認政制度を立てしむる事。
- 六、社會問題を講究して、慈善事業を起し、社會の改善を企圖する事。
- 七、佛教の精神に基ける諸種の教育特に普通教育女子教育を獎勵して、善良なる家庭を形作りしめ又社交を融和せしむる事。
- 八、積極的方針を取り、實業道徳を鼓舞する事。
- 九、教界の組織及儀式をして時勢に順應せしむる事。
- 十、社會に於ける一切の迷信を勸絶する事。
- 十一、殖民道徳を獎勵する事。
- 十二、佛教の光輝を發揚し、其感化を普く世界に光被せしむるの策を講ずる事。

目次

社説

◎文明の眞髓

論説

◎國法上信教自由の解

◎敢て政府者に告ぐ

南浮智成
藤田勝三

社會

- ◎内務省と各宗管長◎私立學校令◎基督教學校設立の計畫◎三宅氏と福澤氏との家庭論◎僧侶の集會◎孝子と節婦◎西本願寺の公認教運動◎各宗委員は何を爲しつゝあるか◎スタンレー氏の書翰◎厦門に於ける眞宗の布教◎

令書

◎奥村五百子傳(二)

文學士 秦 敏 之

會報

- ◎能登佛教徒同盟會發會式◎越後吉田佛教同盟會發會式◎陸中岩手各宗協會◎伊勢獨教會◎第五支部

文明の眞髓

十九世紀の文明は進歩を以て骨子とす、苟も進歩の思想なきものは、皆文明の舞臺より抛擲せられて、遂に悲凄の境遇に陥る、文明の眞髓は決して富貴に非ず、華麗に非ず、金殿玉樓に非ず、人類の生活をして層一層上昇せしめ、人間の思想をして層一層高尚ならしめ、道徳をして層一層確實ならしむるものなり要するに文明の眞髓は進歩にあり、勤勉にあり、停滯、怠惰は毫も文明の許さざる所也。

何れの國にも保守論者あり、自由論者ありて其主義常に相衝突す、然れども保守論者は多くは失敗し、自由論者常に最後の勝利を占む、是れ保守論者が文明の眞髓を悟らず、進歩の大勢を知らず、常に退守非進歩の行動を爲して、遂に文明の潮流已外に抛擲せらるゝに起因せずんばならず、自由論者決して始めより立派なるものに非ず、之を唱導する人士中には多數の極端論者を含み、多數の非秩序的感念を含み、然れども彼等は進歩の大勢に乗せんことを思ふてやまず、故に其舉動や活潑にして一日も猶豫油斷を爲さず、機あらば乗じて之を取り、非を見れば速かに之を改む焰々烈火の如き進歩の思想は幼弱なる彼等をして遂に健全なる偉丈夫とならしむ、その最後の勝利を得る所以は幼弱なる非秩序的の自由論に非ずして、成長したる健全なる頭腦なり、勝利豈偶然ならんや

自由論者は常に文明を口にす、保守論者即ち之を排斥していふ、彼等は實に輕薄なり、華奢なり利己主義なり、苟も已れに益なしと見るや、忽ち逃散して跡なし、是れ共に語るに足らざるなりと、是れ徒らに弊害の一端を見て酷評を加へたるものにして、文明の眞髓を知りたるもの、言に非ず、たゞ一步を譲りて、文明論者には輕薄に、華奢に、將た利己主義なる者多しとするも、之を保守論者の行動に比して、其利害を打算し來らば其優劣果して如何保守論者は常に文明者流を稱して輕薄なりといふと雖、而も自から眞の至誠なる者を存するか約束の履行に關しては予輩、文明論者に却て確實なるもの多く、保守論者に却て其人に乏しきを見るは如何、保守論者は質素の衣服を纏ひ、質素の食物を食ひ、自ら驕りに長せざるを矜る、而も保守論者の此論を爲すもの、多は勤勉精勵を缺くものに多きは如何、文明論者の華美國より宜しからずと雖も、之を其勤勉の結果とすれば、怠りて粗服を着するより寧ろ恕すべきものに非るなきか、保守論者は頻りに忠孝を唱ふ、其言やよし、而も如何なる方法を以て、立憲君主國の政体に協へる忠孝の道に盡すべきを研究したることあるか、彼等をして其説を進めしめば、遂に君父の爲に追腹を切るを以て忠孝の極點に達したるものなりといふの恐れなきか忠孝固より我國の美風なり、君をして君の道を全ふせしめ父をして父の道を全ふせしむるに於て、已れの生命を犠牲にす、この至誠は實に我大和民族の特長なり、此至誠心を以て一切の人類に向ふ、焉ぞ他を動かさざらんや、一國一家の安寧は實

に此忠孝の至誠心を以て基礎とすべきなり、苟も此至誠心あり何ぞ、業務に勵み、知識を求め、世界の進歩に後れざらんことを難せざらんや、而も今日の忠孝論者は、毫も忠孝の道を盡す所以の方法を講せず、徒らに慷慨悲憤し、いざといはば切腹することを以て己れの能事となし、檢安姑息少しも進歩の大勢に伴ふことを勉めず、隱遁慷慨を以て一種の美德となす、斯の如き唐宗時代に於ける支那思想の遺流を汲ひむもの、豈塵らざらむや、昔しは世親小乘を信じて大乘を罵る、一旦悔悟するに及び、其非を悔ひ其舌を抜かんとす馬鳴之を諫めて曰く、抜くべき舌を以て大乘を賞賛せば如何と、予輩も亦た今の忠孝論者に勸告するに其決死の至誠心を以て國を富まし、家を起すの勤勉を爲さんことをすむるものなり。英國人は世界中尤も營利的の感念に富める國民なり、而して其徳義も亦世界に於て最も進歩せりといはる、我國民より之を見れば頗る奇なる現象と云ふべし、蓋し英國國民の腦中には權利義務の感念多く、己れの權利は一步も之を譲らざるの代りに、又他の權利を毫も妨害せんとせず、其結果は頗る獨立心を増し、勇進的氣象を生ず、之を我國の忠孝論者か偷安姑息に只死を知りて進むを知らざるものに比すれば、其優劣果して如何、予輩は英國人の權利義務の感念を、全然採用せんとするものにあらず、忠孝の至誠心を徳義上に於ける尤も強力なるものなるを信ず、只我國忠孝論者の根本的感念が進歩の大勢に伴はんとするものなく、文明の眞髓を解し得るの智力なきを惜むのみ、卑近なる一例を擧げんか、現今の中

學生徒は運動遊技に熱中す、校課の餘暇、或は底球を弄し、或は器械体操を演ず、休日山に遊び海に浮び、舟を戯し、馬に鞭つ、漢學先生之を見て評して曰く、近來學生の根柢拙く、一時間毎に休息時間を設け、教場に出れば只遊技を旨とす、之を昔時教育に於て數時間の講演尙且倦まず、寒窓螢雪の勞、斃れて止むの勉強に比すれば其差雲泥も當ならずと、予輩は漢學先生の批評の全く誤れるを知る、先生の議論は其一局面を見て其全局面を知らざるなり、人の頭腦限りあり、繁雜の學課、若遊技運動の補修なくんば、日夜の勤勞到底堪得べきに非ず、加ふるに多血の年少、必ず其銳氣を洩すの方法なかるべからず、若夫れ運動遊技の點に於て抑壓するあらんか、其結果豈酒色弦歌の間に馳することなからんや昔時の學生は顔面多くは蒼白にして放蕩遊惰の風を爲せしもの比々皆然り今時と雖、体操科の整頓せざる諸學校に於て放蕩子の多きは、全く此心理作用に外ならざるなり、若夫れ漢學先生をして眼を教育の全局面を放たしめば、又此歎息を發せざらしむべきも、先生は毫も進歩の大勢を知らず、只維新已前の教育法が其儘今日に應用せざるべしと誤想したるに非らずんば非るなり、漢學の衰微今日の如きは、支那文明の世界潮流に後れたると同時に漢學者の進歩思想なきに原因せずんば非るなり、漢學者にして漢學の衰微を憂ひば何ぞ早く支那の南地及諸州語學を研究し其人情を明にし、其經濟事情を考へ、我國との交通親善の方法を講じ、支那の文明を開拓することに勉めざる、漢學復興決して望むべからざるに非ざるな

思ふに佛教諸宗、又や漢學者と其趣を同ふするものなきに非ず僧侶の思想は尚根底を漢學に得たるもの多き結果、常に進歩の大勢を以て澆季の有様なりと感念し、風俗の變化を以て國体の滅亡なりと誤解し、新説を恐れ文明を忌み、徒に儀式に拘泥して文明の大勢を驅逐することを忘れ、信徒漸く減少し去るを熟視して時に愁嘆の聲を發す、而して宗教問題一たび世上に囂々たるや、忽ち世論の誤謬に眩惑せられ、俗權の威嚇に懾伏し、其事業を起すや常に奏功を急ぎて未だ遠大の策を施すを知らず、政教問題を論すれば、先づ重きを佛教保護の特點に置き、慈善問題を説けば、徒らに施與を旨として懶惰の民を生ず、其動くや秩序なく、其止まるや忽ち昏睡す若夫れ争端を開くことあらんか一勝を得れば狂喜し一敗を得れば憂死す、忌憚なく之をいへば現今多數の僧侶諸君は皆此風あり、要するに其根本的感念が文明の進歩に伴はんことにあらず、寧ろ文明をして滯停せしめて、己れ等の安眠を今暫く繼がしめんとするにあり、然れども文明は進歩を以て骨子とす、一日も怠惰の僧侶に伴ふ能はず、動かざるものは之を顧みずして進み、止まるものは遂に文明の空氣を汲收することを得ず一歩後れ二歩後れ、遂に頑冥不靈の徒として世に排斥せらるるに至るは自然の勢なり

を深らずして、又其長所をも探れど、僧侶諸君は玄奘法顯が葱嶺の險を冒して印度に入りし歴史を知らん、而もバレーヤーメンが、亞弗利加を縦断して食人を種と起居を同ふせし壯事あるを知る者果して幾許ぞ、僧俗諸君中にはセニエット徒が、教權を擴張して國家を併呑せんとするの非なるを批難するものなし、而も其教徒が從容として宗教の爲に死に就くの大信仰心あるを賞するもの幾許ぞ僧侶諸君は基督教と日本國体と如何に衝突せるかを察するのみにして止まる勿れ同時に基督教が日本文明と如何なる關係あるかを察せよ

論說

國法上信教自由の解

南浮智成

近時社會に提起せられたる政教問題は、都鄙至る所に唱道せられ、世人之れが爲めに狂奔し、日に其聲の熾盛に赴むくを見る、是れ世人より度外視せられたる宗教の勢力を發現せしものにして、安逸避情爲すなきの宗教界を覺醒せしむるの一大打撃として、予輩は之れを歓迎す、雖も、論者各其意に隨ひ安に其主張を唱道し、盲者の色を論ずるの概なき能はず、是れ爰に政教問題の根據たる信教自由を、國法上より解釋せんと欲する所以なり、

第一 信教自由に関する謬見

論者或は信教自由を解して絶対的のものとなし、如何なる教義、如何なる宗派をも、其信奉するの自由を唱道し、或は自宗の利益を圖らんとし、或は宗教放任説の論據となさんとせるものありと雖も、是れ憲法の明文を一見だもなさざるものと云はざるべからず、

憲法第廿八條に云く、日本臣民は安寧秩序を妨げず及び臣民たるの義務に背かざる限に於て信教の自由を有す、と見よ、信教の自由は絶対的のものにあらざして、安寧秩序を妨げず及び臣民たるの義務に背かざることを條件とせるにあらざるや、此條件は如何なるものなりや、又此條件によりて制

第二 信教自由の制限

限せられたる信教自由とは果して如何なるものなりや、是れ本解の主要とする所なり、論者或は信教自由を解して、形而下のみならず形而上に及ぶとなし、意思の自由及び良心の自由をも、信教の自由中に含むものとするも、法律行為は意思表示即ち行為に依りて初めて成立するものなれば、予は信教の自由は形而下に限るものとす、個人たるは團體たるを問はず、其意思の行為に發表したる時を以て、信教自由の問題の範圍に入るべきものなりとす、行為に發表せざる意思及び良心の如きは、道德及び宗教に於て論ずべきも未だ法律の之れに關せざるものなり、故に憲法廿八條は國體は人民の思想に及ぶ能はず、之を以て心裡の信仰は元より國體の關せざる所に屬し、國家は毫も掣肘すべきものならずと雖も、一たび之れを行為に發表するや國權の支配を受けざるべからず、而して國權は其行為が安寧秩序を妨げず及び臣民たるの義務に背かざる限に於ては、拘束することなく其自由に任すと云ふの意に外ならず

前述するが如く、信教自由は安寧秩序を妨げると臣民の義務に背かざるの二個の條件に依りて制限せらる、此制限にして廣大ならんか信教の自由は狭小なり、又此制限にして狭小ならんか隨て信教の自由は廣大なりと云ふべきなり、然れば此制限を研究する豈等閑に附すべけんや、「安寧秩序を妨げず」とは信教其物は國家の範圍外に屬すと雖も、其公共の安寧秩序を害するの原因となるに及では、已に

國家事業の範圍内に入るが故に、國權を以て之れを管制するの理由を生ずるを云ふ、安寧を妨ぐることは國家の存立を危殆ならしむる行為にして、秩序を妨ぐることは風俗倫序を破壊するの行為なり、故に信教其物は國家の範圍外に屬するが故に國權の敢て干渉する所にあらずと雖も、國家の存立を危殆ならしめんとし、或は風俗倫序を破壊せんとするや、其成績の國家の目的に害あるを以て、國權の干渉を受けるに至る、例へば信徒團結の力に乗じて國憲を亂さんとする如きは、安寧を妨ぐるの行為にして、夜中男女をして一室に亂舞せしむるが如き行為は、秩序を害する行為と云ふべきなり、信教の安寧秩序を害するに至ると否らざるは、其旨趣に依る所なきに非らずと雖も、多くは當時の事情と布教の作法とに依るものにして、豫め法律を以て其場合を指定し難し、故に専ら行政の權に委任し警察上より時に臨みて必要の禁令を發せしむるものなり、

「臣民たるの義務に背かざる限に於て」とは、安寧秩序を妨げず」と同じく、信教其物は國家の範圍外に屬すと雖も、臣民たるの義務に背反する時は、國權の支配を受けるに至る、唯異なるは安寧秩序を妨ぐるとは公共に害を與ふるものなりと雖も臣民の義務に背くとは一個人として國家に對する關係の標準に背反するものなり、此義務を大別して三種とす、

- (1) 憲法及び法律に服従するの義務、
- (2) 行政上の處分に服従するの義務、
- (3) 司法上の處分に服従するの義務、

(1) 憲法及び法律は臣民に一定の義務を負はしむ、其重要なるものは兵役の義務及び納税の義務にして、臣民は其信奉する教法を理由として此義務を免脱するを得ず、例へば戰爭を以て罪惡とする宗旨ありとせんか、其信奉者は其教義を理由として徴兵令に服従するの義務を免るゝこと能はざるが如し、(2) 行政上の處分は必ず法律の範圍内に於てすべく、隨ふて法律に違背するを得ずと雖も、其違背せると否とに論なく、先づ服従し後に相當の手續(例へば請願又は行政裁判)を経て、法律違背の處分に依りて受けたる所の損害を回復せんとするを順序とす、即ち臣民としては直接に各般の行政處分に對して、絶對の服従を呈せざるを得ず、宗教信奉者は行政上の處分を各自の信仰する所に違反するも、夫れに對して背反することを得ず、例へば教法上の儀式を理由として、警察の命令に背反する異形の服装を爲し能はざるが如し、(3) 司法上の處分は、法律に依りて裁判官の行ふ所にして、已に法律に服従するの義務ある以上は、又此義務あること推して知るべし、民事訴訟法及び刑事訴訟法に依り、判事の命令する所及び刑法によるの處罰は、信教の條項に違ふと否とに論なく必ず服従すべきものなり、

第三 國法上宗教の意義

上述の二條件にして具備せんか、如何なる宗教と雖も信奉するの自由を得るは、憲法廿八條の規定する所なるが、尙論究せざるべからざるは宗教の國法上の意義なり、宗教の本義の何たるは神學及び宗教哲學に於ける問題なりと雖も、爰には

其本義を論究するにあらず、唯國法上宗教の意義を研究せんと欲するなり、憲法に已に信教の自由と云ふ、其教とは果して如何なるものを指すや、是れ國法上に於ける宗教の意義なりとす、其宗教にして明瞭ならざらんか、信教自由と云ふも果して如何なるものを信奉するの自由なりや了解すること能はざるなり、

或る論者は、宗教は國家の認知に依りて生ずるものなりや、果た國家の認知を須たすして存在するものなりや、換言すれば信教の自由を得べき宗教は、國家の認知を要するや否やの問題に對して云く、若し宗教は國家の認知によりて生ずるものとす時は、一教義が宗教なりと云ふも宗教ならずと云ふも、認知の權能は國家に屬するものなれば、信教の自由は有名無實なるべきなり、之れに反して若し宗教とは國家の認知を須たすして存すべきものとすば、宗教其物の存在は寧ろ曖昧にして時に捕捉すべからざるの觀あるべし、然れば一方には信教の自由が保障せらるると雖も、他方には之れを宗教として認められざるがために、信教自由の保障を得ることなきに至らん、之れを要するに宗教は國家の認知に依りて生ずるものとすも、果た認知を須たすして存在するものなりとすも、共に信教の自由の保障なきに至らん、

予は此信教の自由を得べき宗教は、國家の認知を要するや否やの問題に對し、其認知を要すべきものなりと信ず、論者は國家の認知に依りて生ずるものとす時は、認知の權能は國家に屬するものなれば、信教の自由は有名無實となるべしと

雖も、是れ論者が信教の自由は絶對的自由なるべしとの誤解に出でたるものなれども、信教の自由は絶對的自由のものにあらず、憲法に明に二個の制限を設くるにあらずや、二個の制限内に於ける自由にして、其制限に合すると否とを判定するは國家にあり、然れば宗教は國家の認知に依りて生ずるものにして、其認知せられたる宗教が國法の範圍内に於て有する自由を、國法上に於ける信教自由と云ふべきなり、我國に於て宗教に關する規定未だ完備せずと雖も、一教義が信徒の自由を得んと欲せば、一定の形式を備へて國家に出願し、其認知を得て國法上宗教たるの資格を得るものとし、其手續を経ざるものは幾多の年代を経、且つ幾多の信徒を有するも、之れを支配するに一般の結社及び集會に關する法律を以てし、宗教と見做さざるを以て至當なりと信ず、從來我國に於ける宗教に關する取扱も予が説に外ならず、乃ち神佛二教は認知せられたる宗教にして、基督教は認知せられざる宗教なり、

故に神佛二教は社寺法規に依りて支配せられ、基督教は一般法律に依りて支配せられたるを見る、予は從來政府が基督教の傳播するに從ひ、之れを以て宗教の範圍に入れ、宗教たるの權利を與ふるも共に其義務を負はしめざるの怠慢を責むると雖も、默認も亦法理の許さざる所にあらざることを言はんと欲す、爰に所謂國家の宗教に關する認知と云ふは、世人の所謂公認(教)の意義にあらず、公認の意義は政教分離の精神に本き、宗教をして政治の機關たらしめず、唯政府をして一國の宗教中最も勢力ありて年所を歴る久しき宗旨を擇んで、特に

之れを監督し且つ保護するの謂なり、爰に認知と云ふは國家が或る教義を宗教として認定して、憲法上の信教自由の保障を與ふるに止るものなり、之れを例せば、公認教とは猶太教の佛國に於ける現今の状態にして、其公認せらるる以前同教が宗教として、唯憲法上の保護を受け信教の自由を得たる如きは認知の状態と云ふべきなり、讀者幸に公認と認知とを混同すること勿れ、

第四 宗教に關する法令

信教自由は上述の二個の制限を條件として、憲法が吾人に與へたる權利なり、然れば此制限條件を規定し且つ實行するは如何なる種類の法令、如何なる種類の機關によるや、是れ本節に於て研究せんと欲する所なり、
憲法の第二章を以て保障せられたる臣民の自由は、悉く法律を標準とすと雖も、獨り此信教自由は行政上の命令を以て制限することを得、是れ他なし、信教自由を制限するは唯其外形に現はるる所を制限するのみにして、信教其物を制限するに非ざるに依る、印刷集會以下の自由は外形を以て其本体とす、是れ一は法律を以て制限し一は命令を以て制限し得る所以なり、

上述の如く信教自由を制限するは、行政權に委任したるが故に、宗教に關する法規は、憲法第九條に基き獨立命令及び委任命令にて規定することを得、即ち天皇自ら勅令を發することを得、又諸官廳は天皇の委任により各々命令を發することを得、而して行政權に委任したることも、議會は法律を以て規

定することを得るが故に、宗教に關する法規も亦法律を以て規定することを得、是れ現今宗教法を制定せんことを唱導するものある所以なり、果して法律を以て規定し得べきものとす時は、又第八條により法律に代るべき緊急命令を以て規定することを得、又一たび宗教法が制定せられたる時は、第九條により其法律執行に關して執行命令を發することを得、之れを要するに宗教に關する法令は、行政權に委任したるものなるが故に、獨立命令及び委任命令にて規定し得るは勿論尙法律、緊急命令及び執行命令にて規定することを得べきなり、

敢て政府者に告ぐ

藤田勝三

僧侶果して無能なるか佛教果して廢滅せらるべきか世の所謂識者と自稱するものは遂に僧侶の實狀を悟らざるなり佛教の眞意を了解せざるなり彼等は維新以後に於ける物質的文明に昏醉して精神的開明の方法を講せざるなり維新以前如何に佛教が國民と相交りたるか僧侶が國家の制度中に如何なる位置を有せしか彼等は之を問ふに違わらざるなり余輩は現時の文明が維新元勳諸氏の手を籍りたるもの至大なるを知ると共に國家百年の大計たる精神的活動の國民に棄らせたるを以て亦彼等蠻勇猛士の遠慮あらざりしに歸せんとする事久し、僧侶は無能なりといふ大前提は總て彼等が現時の處置をなす斷案を起さしめたり佛教を知らざる彼等の眼孔には遂に其不利を供して非なるを認むること能はず僧侶が一時大打撃を被つて

再び脚腰をも立たす能はざるに到りたる所以のもの固より僧侶が偷安の久しき空しく徳川氏の處方に係る麻酔藥を甘じたるに外ならずと雖、亦政府者の蠻勇なる彼此を察するに暇あらざりしが爲ならずとせんや政府者或は云はん僧侶にして實際能力あらんには何ぞ其數をなすを要せん宜しく勵起奮闘大に爲す有るべきなり然るに由來猶睡眠に安んずる所以を見れば蓋し生氣なきなりと政府者は元來宗教の何たるを解せざるもの多きのみならず歐西の文化に於ける宗教の關係は如何にあるか一も研究したることなきなり之を以て國民の間に存する宗教的行動は其結果何を生ずべきか更に考ふる處ならず甚し哉目下宗教制度に就て設くるところあらんとするに臨んで周章狼狽炎威を犯して終日講ずるに於てや由來行政者の事を執る盜を攫へて索を絢ふの類多ければこれ亦敢て怪しむに足らざるが如しと雖何ぞ其國政を重せざるの甚きや何ぞ其國民を愛せざるの極まれるや畏くも、皇上の御委任を蒙つて事を行ふもの、なすべからざる所なり宜なり監獄教誨師問題に對する彼等の態度の慎重ならざりしや思ふに後事を起す毎に驚愕卒倒常に豫想外に出づるもの多きを知らむ奮進門に迫るを見て始て尙活氣の存するを悟らんのみ僧侶は既に無能者のみと認むべきにあらざる其間には堅固なる方針を持ち剛毅なる精神を抱ける者あるを知れ所謂宗教者は政治に關係すべからずと規定しながら自ら或者を延いて其議に參せしめたるが如き自ら欺き自ら反して而も他を制せんとするに外ならず有眼の者己に計畫するところあり何ぞ政府者の此の

如き亡狀を看過せんや余輩敢て厲言を吐して人心を亂さんとするものにあらず縱横四面精細に調査し慎重に考察して明かなる事實に徹し確實なる立論に據りて正々堂々非なるものを懲さんとするものなり否改めんことを求むるものなり政府者若しそれ聞かんぞ欲するの意あらば告ぐるを嫌はず抑々我國威を下し國民の同情に逆ても外國の威嚇を恐れ外教者の權利を充分ならしめざるからざるか内國宗教家に論ずるに兒童を懲すが如き方法を以てして更に親切なる行動のあらざるはかくても其國政府が其國民に對する心ありと云ふか、内國宗教家に對する自ら彼と結び此と疎なるが如き而も自己の宣言に背かずとすか政府者の威信持ち得べしと信ずるか將た宗教者は尙低頭命を拜すと思へるか將た結果の如何を論せず只政府の喝雷を下して抑壓せんのみとせるか余輩は固より憲法の精神を遵奉するものにして公平無私普く諸種の宗教を容る、量を有し好んで民心を攪亂せん事を希ふものにあらずと雖政府自ら公平ならず無私ならず將た淺慮にして却りて亡狀を顧みずとせば遂に一言なきと得ざるなり敢て告ぐ

社會

◎内務省と各管長 平輩は前號の社説に於て、内務大臣の訓示は佛教徒鎮壓の政略に過ぎず、決して國家を思ふの至情より出たるものに非ずと説き、又内務次官の演説の如きは、一の威嚇的言辭なりとせしに、各宗管長も亦固より此

威嚇的言動に屈伏すべきに非ず、遂に委員を選定し、宗教制度に對しても政府若くは議會に對して論議討論することを得ざるやの質問書を呈出したり、而して内務省は之に答へて是れ宗教者が政社に關與し、政黨者流と共に政治的運動を爲すの非なるを注意したるものにて、宗教上の事柄に關して、毫も差支なきの意を傳へたり、之によりて各宗は尙益々從來の政教問題に關する運動を繼續すべく、内務大臣の訓示は果して何の意味なりしやを識らず、是に至りて予輩の之を評して政略なりといへる言の不當に非ずして、而も其政略の當らざりしを知る

●私立學校令

原案は法制局、樞密院にて修正せられ、物議となりし宗教に關する條項は削除せられて發布せられたれども、文部大臣の訓令には、學科課程に關し、法令の規程ある學校は、宗教の教育儀式を行ふを得ざる旨を明かにしたる法令の規定ある學校とは、勿論徴兵猶豫の特典を享有せる學校なるが故に、世人は之を誤りて、宗教學校には全く徴兵猶豫の得難きもの如く誤解するものなきに非ず、然れども内務省にては、中學以上の學科程度のものには、宗教學校と雖も徴兵猶豫の特典を與ふる筈なりといふ、唯今回の文部省の訓令の主意は、學科課程に於て法令の規定ある學校、即ち中學校、高等學校等の名を冠する學校に於てのみ宗教の教育儀式を行ふ能はずといふに過ぎず、宗教學校の取扱に關しては文部省は何等の規程あることなく、唯手心手加減を以て之を遇する覺悟なりといふ、頗る曖昧なる度合なりといふべ

し、予輩は文部省が宗教學校の教育に關しても、之を内務省に一任せず、文部管轄の事業となして、完全なる制度を立てんことを希望す、又此希望の至當なるを信するものなり、只予輩は宗教學校にも徴兵猶豫の特典を與へんとするの美譽を贊成せんと欲す

●基督學校設立の計畫

基督教社會にては、小崎弘道氏等首唱者となり、同教徒の間に寄附金を募集し、基督教主義の一大學校を創立せんとすといふ、聞く小崎氏は間接布教よりも直接布教に熱心なるの人、横井、徳富氏等とは其布教意見を異にするもの、その信仰の程度に於ては同教徒の間に重きを置かるゝの人なりと、蓋し氏のこの學校を設立せんとする、必ずや近時の基督教に付て慨するものあるに由るべし、佛教徒亦信仰を旨とし布教を本とせる一大學校の必要ならんや、而して此種の學校を設立し得るの適任者は、予輩は清澤文學士を以て其第一位に置かんと欲す、借問す清澤氏近時の消息如何

●三宅氏と福澤氏との家庭論

近頃女子教育若くは家庭論大に世に喧し、中に就て三宅雪嶺氏は、日本新聞紙上に於て貴族の家庭と題し、妻及び庶子に付て論じ、福澤氏は時事新報に於て「人の妻たるもの大に考へざるべからず」と題して又妻に付て論せり、三宅氏は固より妻を置くの不可を論ずるもの、而して貴族が今日に於て妻を蓄ふるに昔時の遺風によるものなりとし、昔の大名は限りある同族間に於て互に結婚し、適當の妻を得る能はざるより、儀式的に名目の

妻を飾り付け、別に妻を置くの必要ありき、今は世態一變して、妻を求むるの範圍甚だ廣く、如何様にも精選するを得べければ之を精選するを得る代りに、妻を蓄ふるの念を廢すべしと勸告し、若し止むを得ずして妻を置かば、其棄ぐる所の子をして、其實母と母子たるを妨ぐるか如きは人情に背くものなりと論じ、最後に至りて、若し夫れ淫慾よりして妻を置き、其子と親密なるの家に害あるを恐れ、敢て之を隔離せしむるは人間として有まじき陋事なりと喝破せり

福澤氏亦固より蓄妾の陋事を厭ふもの、而して之を警めるに頗る奇警なる論鋒を用ひたり、面白ければ之を左に抄録せん「本來蓄妾の醜態は其罪、男子に在り婦人を咎む可らざるは無論にして殊に妾腹に生れたる子女に至りては等しく人間の子にして毫も非難す可き欠點なきに其父たるもの、不徳の結果として一般の擯斥を蒙り生れながら日蔭の身と爲るが如き人間の至情に於て忍ぶ可らざるの悲惨事にこそあれは其男子輩に於ては特に是種の母子に厚くして衣食教育の始末は申す迄もなく生涯を安樂ならしむるとに心掛く可し我輩の呉れぐれも忠告する所なれども又今の婦人に於ても篤と考へて大に覺悟する所なかる可らず今日迄は漫然、身を不徳の男子に託して榮耀榮華を夢みつゝあるもの多からんれども今後の時勢は是等婦人の身に取て甚だ容易ならず文明風の益々流行すると共に公然たる蓄妾の習慣は次第に改まること明白にして男子輩の中には世間の前を憚りて妻を止むるものもある可く或は然らざるも極々秘密にして表面の醜体を掩はんとす

るに至るは必然の成行なれば其種の婦人輩も從來の如く世間晴れての榮華を望む可らざるは勿論をの子女の始末の如き大に掛念す可きものなきを得ず即ち今後の妻たるものは凡そ普通の人間として受く可き社交上の幸福快樂をば一切犠牲にして男子の一身に捧げ生涯を社會の暗黒裡に送るものにして苦痛の大なると共に報酬の豊ならざる可らざるは至當の事なれば既に男子に身を託したる者と又今後不幸にして身を託せんとするものに拘はらず男子に對しては充分の待遇を求め平素衣食住の費澤は勿論、假令ひ男子に離るゝも生涯獨立して安樂に一生を送るに足る可き資産の分與を最初より契約して始めて一身を託す可きものなり從來は人の妻たるも敢て世間に憚かる所なきのみか時としては案外に立身して正妻の位に昇り所謂氏なくして玉の輿の機會もなきに非ざりしかども今後の時勢に斯る僥倖は決して望む可らず是種の婦人たるもの、大に覺悟す可き所なりと、

●僧侶の集會

去月九日發刊の萬朝報に曰く本郷區駒込には淨土宗の寺院四十餘個あり例年七月には施餓鬼の法要を執行し其後にて恩勞と稱し各寺の僧侶等相會して

晩餐會といふを開き時としては是れを料理店に催し大騒ぎをなすの例なりしが本年は新條約實施後の取締として管長より諭達もありたることとて晩餐會は立消せられたりしが何が扱て大俗破戒の僧侶多き事なれば年來の慣例といふを楯にして矢張去二日駒込蓬萊町清林寺に晩餐會を開き朝來山門を鎖し數十の圓顛與座敷に居列り酒よ清よの其上に根津邊の銘酒屋の女五六人を招き寄せて酌を取らせ果は歌ひつ舞ひつの大騒ぎに門前過行人を立止らするに至り夜半すぎて漸く散會したりしが猶五六の圓顛は同寺に轉りて宿込み翌日も亦跡片付を名として早朝より酒を始め前夜に劣らぬ騒ぎをなしたるにぞ僧侶社會の腐敗今更にもあらぬと淺猿しき限といふべし

予輩は右の事實の眞偽を知るものに非ずと雖、僧侶の集會には、往々かゝる不体裁あるを見常に片腹痛く思へるが故に殊に之を引用して僧侶諸君の規針と爲さんと欲するものなり予輩は僧侶諸君の集會には、成るべく無酒清談の法を用ゐ、俗士をしてさすがに僧侶諸君の集會丈に高潔なりと感服せしむるの舉動あらんことを望む

◎孝子と節婦 予輩は吾國の南北に左の如き一對の嘉話を得たり、去月十二日の東奥日報に曰く

漢季の今日本縣亦此の節婦を出す誠可喜ぶべきなり長く記録に留めん登米郡吉田村大字吉田三百八十三番地平民農亡千代之助妻高橋つね(二十五)は同郡上沼村平民千葉元洋の長女にして去廿一年同吉田村前記千代之助の妻となりしが養父

千代治は同十九年二月より中風症に罹り病褥にあり養母が亦同廿四年より眼病に罹り起居不如意なるよりつねは夫と共に力を協せ心を同ふして看護に従事し奉養愈るなかりしが養父母の病容易に癒えず剩さへ夫千代之助は廿七年九月頃より肺を患へ亦た病床に吟呻するの人となりしかば妻のつねは女の手一つに病者三人を抱へて辛勞一方ならず日夜寢食を廢して看病しければ定命なりけん夫千代之助は昨三十一一年六月廿九日死亡して悲嘆の涙堪さあへず且從弟清助は廿二年に病死し次男政夫は廿四年中死亡し伯母エイは廿八年に從妹はる及び伯父百藏は廿九年中赤痢にて死亡長男陳平三男寛治は同三十年六月游泳中溺死し四男鐵藏は卅二年二月病死して一家は皆死して養父母及び伯父万藏の遺子はしめを餘すのみ而してつねは終始一日の如く人に雇はれて聊かの賃錢を得夫にて養父母の病を治癒せしめん事を勉め其徳操實に稱すべきものあり郡長之を聞て縣に次聞し知事即ち左の褒狀に金三圓を賞賜して其徳行を門閭に表旌せらる

登米郡吉田村高橋千代治 高橋つね

平素孝貞の志厚く舅姑の長病に侍し看護承歡に及らなく殊に夫の肺病に罹るや藥餌療養に手あらずと雖も終に起す其間屢不幸に遭過せしも克く艱難に堪へ養父母を支持し益々舅姑を慰籍し孝女を忘らざるを以て十一年志操一日の如し海に奇特す仍て爲賞金三圓下賜候事

宮城縣知事 千頭 清臣

又去月七日の中央新聞に曰く

福岡縣久留米市通町七十六番地平民原口太作(二十六)の父藤藏は太作の生前より不治の難症に罹り今尚病床に在て一

日も藥餌を絶せし事なくこれが爲め家は日に貧困に傾き加之母は八才の時此世を去しかば太作は弟庄藏の爲の二人を方にして看病の余暇には野菜石炭油の類を賣歩き其僅少の利益をもて父が藥餌の料に宛て漸く一家四口を支へつゝ、閑を偷みては同地日吉尋常小學校に通ひ居しも家事困難のため三年間にして學を廢したり太作は性質温厚辛直にして貧苦の中にも能く其弟妹を愛撫し弟妹も亦た其兄に從順して兄弟三人専心一意漸く家道を恢復し今より八年前些少の資本を以て帽子店を開き爾來漸次繁昌に赴き今日にては兎も角も一家を維持し得るに至れるがこれ畢竟太作が専心孝養の結果に外ならずと誰とて其行爲を賞嘆せざるものなかりしが同縣知事は太作の善行を聞き去廿二日左の賞狀を與へ金拾圓を下賜したるに太作は早速病床の父に示し親子弟妹打揃ひて一家嬉しの涙に咽びたりとぞなん

久留米市通町 原 口 太 作

資性温厚篤實幼より父母に孝なり父藤藏は難病に罹り母は病死し家事次第に貧困に陥るに當り父に事へ最孝養を盡し弟妹を撫育するのみならず商業に出精ま刻苦十八年途に家政を挽回し一家和睦父の心を安するに至る其善行海に奇特す仍て爲賞金十圓下賜候事

明治三十二年七月二十二日 福岡縣知事 深野 一三

◎西本願寺の公認教運動

去月十日の都新聞は公認教運動費二十萬圓と題して、左の報道を爲せり

本派本願寺は從來公認教問題に對しては兎角冷淡に構へ居るやの風説もありしが實際は決して然らず此事に附きては疾くより計畫する所ありしも時機の未だ熟せざると費用の出所無く特に種々研究を要するものありて抄々しく運動せる能はざ

りしもの、由然るに今や十分の研究を了り帝國議會の開期も漸く差迫り来るに附きては是より愈々十分の運動を爲すに決し其運動費として二十萬圓を準備するととなり既に其徴收區劃と金額とを定め管下末寺に對し其寄付金勸誘方を訓達せり因に記す同派にては公認教問題に對して運動を開始すると同時に内外の布教を益々盛んならしむる爲め二十三萬圓の布教費を支出することに決定せり

予輩は西本願寺の平生に見るに、仲々かゝることに勇らしく手を出すべき不恰憚なる事務員は一人も非るべし、併し之を機として財政上の基礎を定めんとする策士はなきにしも非ずと思ふ

◎各宗委員は何を爲しつゝあるか 一人去り二人去り、杳として其運動の状況を知るに由なし、佛教法案は出たりと聞く、政府が之を採用せざる時は如何なる方法を以て用ゐんとするか、議會は已に近づけり之に對する方策は如何若其場に至りて狼狽せらるゝことなくんば、蓋し佛教の幸福なり

◎スタンレー氏の書翰

同氏が磯部彌一郎氏に寄せたるものなりとて毎日新聞に掲ぐる所益なきに非ず、乃ち之を再録す

拜啓御懇書難有拜見 任候陳者卑名が日本人間に知られ居ること迄迄夢にも存せず貴書にて始て承知任候且其上に拙者の傳記までも日本に有之候由何共其顔の至に御座候日本人の驚くべき國民たることは小生の多年熟知する處に御

座候然るに今又些細の事ながらも拙生の身上に關し御報道に預かり愈々以て貴邦人の畏敬すべき所以を承知任候其譯は拙者は從來多くの歐洲國民に就き經驗したる處多々有之候所何れも他國のよりも寧ろ自國の高名なる人物に出來得る丈の注意を與へ居るとを合點仕候依此觀之日本人が斯く迄智識を得るに汲々たるは即ち其高等なる智力を有する證明にして行々貴邦人が戰爭に強きことは業既に歐洲諸強國の畏敬する所に拙者の愚考する所に依れば時機一たび到來せば西洋各國より尙ほ一層高き賞讃を博するならんと存じ候斯く申すも決して御世辭を交換する爲めにては無御座、眞實拙生が日本人を觀察してからの斷言に御座候愚考するに博く書を讀むの國民は即ち反省識別に富み兼ねて又次第に生長發達する國民に御座候而して其讀書の範圍一層世界的(コスモポリタン)なれば其れ丈け政治上の謬見も少く候其例證は海峽の對岸(暗に佛蘭西を指す)を瞥見すれば直ぐに相解かり可申候一國民の唯我獨尊主義は其國方の生長を阻礙を拙者の愚見に依れば自國の文學のみを修め絶えて他國の言語に頓首せざるが如き國民は其智力の發達を抑制するものにして其國民は早晚衰亡に傾ける事を驚き且狼狽して自覺するならむと存し候云々

廈門に於ける眞宗の布教

大谷派本願寺は現今廈門に十二箇所の布教所を有し、本願寺派も亦七箇所の布教所を有し居るが布教所は殆んど無家賃にして且本尊如來其他

設けられ教育されつゝあるを如何にせむ、●博覽會審査官の中新聞記者を撰抜したるは、是れ非難の口止をなしたる者なりとて當局者攻撃の聲高し、●「萬朝」の英文欄に對して「日本」新聞が漢文の一項を挿入したるは眞個好一對●英國女王の樂事は騎馬、寫生、而して最も好する、遊戯はペーシニスと稱する、將棋様の遊戯にして、何處に行幸せらるゝとも、必ずペーシニスの臺を携へらるゝ由也、●夏季の犯罪者に於て總じて人命犯多く、冬季は窃盜犯罪者多しと、而して自殺者の如きも最も夏季に多しと、●文學士本多辰次郎氏は、熱心なる公認教論者なるが、何か買収的のことありしかの如く、二三の雜誌に記載されたるを以て、同氏は頗る迷惑し居らるゝ由●禽獸の壽命 犬の生命は平均十歳乃至十二歳、猫は九歳乃至十歳、兎及びグイネヤ豚は七歳にして熊狼の二十歳ならずして死するは甚だ稀なり牛は概ね十五歳乃至十八歳にて死し馬は平均二十五歳乃至三十歳まで生く駱駝の四十歳なる者決して珍らしからず犀の廿五歳以上なるは甚だ稀なり獅子象の命數は未だ明かならざれども倫敦動物園の獅子は七十歳に達したり、ヅアナにて一匹の鷹百三歳にて死したるありパツフランなる人の説に據れば鴉の平均命數は百〇八歳なりと云ふグリーンセス、プロヴァール、ダービンの鸚鵡は百二十歳にて死せりウイロービーなる人は雁の命數は百歳なりと稱しパツフランは鵝鳥は百歳以上生ざる者なりと云へり●臺灣の尼寺 新竹を距る里餘舊港に程近き森々たる想思樹の下に一宇の尼寺あり福林堂と云ふ堂を守れるは老ひたる若きと

附屬の器具裝飾に至るまで人民の寄捨に依る者なりといふ元來本願寺が外國布教に幾何の費用を投じ居るやは知るに由なきも兎に角他宗の布教に比べては其熱心同日の論にあらざるべし而して布教所を維持せる信徒は少くとも一布教所に五六百人宛屬し居るが諸士人は如何にして信徒たるべき資格を得るかと云に先信徒の紹介を得て布教所に至布教師の面前に於て宣誓をなし所定の寄捨(寧ろ手數料)をなし信徒たる證明符並ひに珠數を得て茲に始めて信徒となり日本國旗の懸へる布教所に大手を振りて出入する事を得べき特權を具備する次第なりとぞされは兩派本願寺南清布教の勢は恰も旭日の天に昇るが如く今日の速力を以てせば數年を出ずして福建省全部の人民は期せずして兩派本願寺の掌中に歸すべしとさるから今日の如き現象が果して永續すべきや否やは疑問なれども現に歐米の宣教師が數十年一日の如く獻身的布教に従事して尙且本願寺の後塵を拜せるは以て如何に眞宗の勢力あるかを知らざるべし云々と臺灣日々は報せり

雜俎

改正條約實施に際し、私立學校令は茲に公布せられ、今より以降、外國人は始めて我が小中學校及高等女學校等國民教育の正系に關する、學校の權限を得て將來我大日本帝國の國民の一部は、國體を異にし國情を異にしたる、外國人の手によりて、品性を陶冶せらるゝとあるべきの一事に至りては、吾等千古の遺憾として永く記憶せんとするものなり、是れ「教育時論」記者の言、吾輩も此感を同するものなりと雖も、其内部に於て業既に外國人の手によりて學校を

合せて十八名の比丘尼にして朝夕の唱名讀經怠りなく餘暇には機を織り匣草を削り男たるものは一足たりとも内に立入る能はざる律なりと

奧村五百子傳(承前) 秦 敏 之

男まさりの五百子女史が、荒々しき言葉づかひと、活潑ある舉動とに驚き入りたらんが、若し女史の血脈のいとやんごとなき貴き筋にかゝれるを聞きたらんには、誰しも容易には之を信じ難かるべし、されど女子が今の家柄は平民に屬するにせよ、其血脈の二條家より出でしは又疑ふべくもあらず、今の二條公傳も九條公傳も鷹司公傳も女史に取りては皆從兄弟の間柄なり、女史の父は先々代九條公の妾腹の子あり、その妾腹たるを以て轉法輪三條家に入りて出家し、奈良の某寺に住職となる、任期満ちて京都に歸り、二條今出川御殿に隱居し、茲に始めて妻帯すること、かり、婦を西園寺家より娶る、女史が呱呱の聲を挙げしは、實にこの今出川の隱宅にして弘化四年のことと屬す、當時肥前國唐津に光徳寺といへるあり、眞宗東本願寺派に屬す、偶々住職を失ひ、女史の父を迎へて其職に當らしめんとす、光徳寺は秀吉の朝鮮征伐時代に創始せられ、最初は朝鮮釜山浦に設立せられ、後今の唐津の寺刹を構ふるとなり、頗る由緒ある寺院なれば、曾て平民と組織を爲したることな

く、其住職も亦諸侯の子弟より成れるもの多し、女史の父を迎へて住職たらしめんとするもの謂れあるに由るなり、かくて女史は其兄圓心帥と共に父に隨ひて唐津の光徳寺に入りしが、父は元來公家の出あれば、僧とあるも未だ一日も武事を忘れず、嘉永の末つかた米船一たび浦賀に入り三百年太平の夢一時に攪破せられしより、我國外交のこと日々困難を極め來りて、勤王の志益々猛烈となり、長子圓心は僧職をつぐべき身なれば詮なし、次子五百子は女子なれども、及ばん限りの教育を爲して國家の爲に身を犠牲に供せしめんとは、女子が幼少の時、早く已に父の胸中に浮びたる確固不動の精神なりき

父は常にその少女を教へて曰く「おん身の婦人たることはいと口惜しきことなり、されど婦人も亦固より神州の國民たるに相違なければ、一日も國家といふことを忘るゝなど、父が國家を思ふの一徹心は能く少女の幼な心を感動せしめたるにや、他の家の娘子等が、お手玉を取らん、人形を作らん、羽子よ手鞠よとて娘らしき遊びに餘念なきに、五百子は一人かゝる遊びに交はることを少しも好まず、兄圓心と共に弓を響き、竹馬に乗るなど男子らしき遊びは女史の尤も好む所に於て、物の本といへば、太閤記、天竺軍記、仙臺騷動などの軍書本の外は翻かず、殊に仙臺騷動の政岡の忠節の如きは、父よりも注意せられ、己れも亦その義烈の行爲に感服して、よし、將來政岡はこの五百子ならめとて、打頬笑みたる少女の片笑盛は、逆も今日の五百子女史とは比ぶべくもあらぬ

愛嬌なりけらし
父は五百子が婦人ながらも、其志の雄々しくて男子をも凌かむ有様なるを喜ひ、變成男子の佛けの誓ひを、婆娑の此土に顯はさんとて、少しも婦人の教へを爲さず、只國家の爲に働くべき道のみを教へ、十三の齡となりたる頃には早や擊劍を教へ初めたり

明くれば萬延元年にして五百子が十四歳の時なり、年始早々櫻田門外の變ありて、井伊大老は水戸浪人の手にかゝりておはれや無慘の最後を遂げぬ、只さへ國家の感念篤く、勤王の志深き五百子の父は、痛く時世を慨して感に打たれ、遠からずして戦争の起るべきことを豫想し其子二人を呼びて教へけるやう、今後國家の運命は如何に成り行くべきやを知らず、畏くも我大君の御爲に一命を捧げ奉るべき時を添れる、汝等も亦其覺悟すべし、さりながら圓心は家をつぐべきもの、五百子は他家へ嫁付くべきもの、戦争に對する用事は五百が負担するところよからぬ、打死も亦五百より始めよとありければ破爪にも足らぬ乙女子が、之より諸處に往來して、國家の爲に奔走する有様は、健氣にもあり又憐れなる心地もぞせらる、

是より先き、幕府と京都との間、漸く遠かりて事態頗る容易ならざるの形勢ありしかば、其反動として皇武合夥の論起り長州の永井雅樂の如きは討幕黨の首領として全藩の輿論を作り、之を以て藩主の親任を得て、幕府と皇至との間に遊説し皇武を合夥せしめんと謀り、文久元年皇妹和宮は時の將軍家茂

へ御降嫁の事となりたれば、勤王討幕を主張する輩は憤懣措く能はず、五百子の父の如きは其報を聞て即倒するに至りたり皇武合夥の論は一時勢力を得たりと雖、一方に於ては勤王討幕黨の勢力も亦日々に加はり、首領福原越後等兵を率ひて京都に上り、遂に永井雅樂を殺し、薩摩の西郷、土佐の武市半平太等又大に力を添ゆ、公卿中には三條公を始め、討幕の議に細ざるもの多く、長州の輿論全く討幕に傾き、文久三年に至りては調和黨の首領島津三郎は天を仰いで其志の行はれざるを嘆じ、三月に至りて其黨を引て薩摩に歸れり

是に於て宮廷の大權は長州の革命派の手に歸し、五月十日を以て攘夷の期となして之を天下に公布せり、期日に到り長州人は豊前田の浦を過ぎりたる米艦を砲撃して攘夷の手始めを爲し、二十三日は下の關に於て佛艦を砲撃し、廿六日は蘭船を砲撃せり、六月十四日は鳥取藩士英國艦を砲撃せり、二十七日は英國の軍艦七隻鹿兒島に入り、七月二日に至り互に砲を放ちて相攻撃せり、九日幕府長陽丸を發して長人が妄りに外艦を砲撃するの罪を詰問せしめ、二十一日その淡路沖を過ぎけるとき徳島藩士之を砲撃せり、二十二日朝陽丸豊前沖に近くや、長人は勅命なりとて之を掠奪せり、長人の勢力は斯の如く漸く加はり來りて、八月十三日に至り、天皇大和に行幸し、祖宗の山陵に詣り給ひ、春日神社に於て横濱の外夷を掃蕩するの軍議を爲し給ふべきを天下に令するに至れり

みて四方に號令せんとするものなりと傳へ、大に諸公卿の間に遊説せしかば、翌十四日に至り、久邇宮中川親王は、親しく天皇に謁して親征の容易ならざるを陳せしかば、形勢忽ち一變して、會津侯の松平容保は招かれて宮城護衛の任に當り三條公已下七卿の參朝は停められ、長人の守衛は免せられ、七卿は長州に逃れて再び入京するを許されざるに至れり

五百子の父は、元三條公の恩を受けたるものなれば、公が逃れて長州に入りしを聞かば、慨嘆措く能はず、先づ其女五百子を送りて長州に入らしめ、以て事の真相を探らんとす、而して可憐の一少女が單身他郷に入りて、一群の偉丈夫を罵倒するの怪談は將に此處に端を開かんとす (未完)

會 報

◎能登國佛教徒同盟會發會式 容應已來同地方有志者間に於て佛教同盟會を組織せんとする希望を有し居りしが漸く其準備整ひしを以て去る七月三十日午前第十時より、七尾町長福寺に於て發會式を舉行せり、今その概況を記さんには、會場には線門球灯及び交文旗等の準備頗る善美を盡し、特に當日は好天氣のこととて、朝來近傍は勿論數里の遠方より來集するもの續々引もきらず、當日富田郡長加藤警察署長等を始め、四郡の各町村長及、知名の有志者、其他各宗僧侶等其數無慮五千人を下らず、定刻已前には已に堂内立錫の地なく、空く大庭に佇立する者其數を知らず、招聘の辯士は本願寺派司教藤島了穩師、本會總務委員文學士近角常觀師、禪宗

の碩徳戸澤春堂師の三師にして、前夜已に有志の盛なる歡迎聲裡に當地に著し、米角と輪島屋とに投宿したり、やかて定刻と覺し頃、爆發一聲を合圖として、辯士來場、乃ち奏樂囃院の間に、日向順照氏登壇開會の趣旨を述べ、次に崖鐵城氏各地團體よりの祝辭電文を朗讀し、次に會員一同總拜、次に近角師紹介と共に登壇、精神的大合同の時機なる演題にて師が、宗教哲學上に於ける根本定理とも云へき有限無限の永久の融合、即ち佛心凡心一体して、能く轉惡成善の効果を奏し、當に日本現今の墮落社會を救済するのみならず、進て外客外教徒をも日本佛教化せしめざるべからざるの旨か滿腔の熱血を注いで淳々之を説かれしかば、滿堂感に打たれ、息を凝して肅然たるの折柄、俄然一方の板椽墜落して不圖一騷擾を來せしむ其如何に盛會なりしやを知るべし、次に戸澤師は過現未なる演題にて、維新已來政府が佛教を如何に待遇せしかを、師の師匠雪窓老師の寶屢談に關聯して説かれ、將來の佛教は當に公認確立の曉を待て、始て隆盛なるを得べしと論せられ、師已に古稀に近し、而も其の鑿鑿たる元氣に至りては、壯者尙及ばずと云べし、次に藤島師は例の活潑なる快辯を以て、先づ師が各地遊説の來歴より説起し、世人の宗教上に於ての無知無學、杜撰誤謬を喝破し夫より師か曾て歐洲にありて實地觀察せし處の宗教制度を批判し、其祭政國教放任の三制度を我國に適當する所以を斷定す、次に發起者惣代木越祐昭氏答辭を朗讀し、氏が發聲にて滿堂總起立、天皇陛下萬歲、

佛教同盟會萬歲を三唱し了りて、奏樂聲裡に無事散會せしは、午後六時頃なりきと、夫より一同打連れ青海樓に於て懇親會を開く、列するもの錙素百餘名席上近角氏の東京本部及全國各地佛教團體の概況を述べられ、藤島師は佛教の隆盛は一に社會事業の有無にある所以を述べられ春堂師は古徳の事蹟に付て亦社會事業に非ずんば到底興法の覺束なき所以を辯せらる、夫より尙二三有志の演説あり、互に胸襟を披き、和氣藹藹の間に宴を散せしは午後一時頃なりといふ

◎各支部發會式 同會にては各支部を設けたるが其の中田鶴濱支部發會式は三十一日、中島支部發會式は八月一日に於て、共に該三師を招待して盛に舉行したり、其狀況等は略は前項本部發會式と異ならず、猶目下發會濟みの團體四郡にて十八團體ありて各同一の氣脈を通して總會員四萬五千餘名を有し居れりといふ

越後

◎吉田佛教同盟會發會式 越後國西蒲原郡吉田村にては、川上顯勵、浮蓮順靜、龜倉龜太郎、吉田太郎、丸山富次、齊藤多七の諸氏、過般來より非常に運動の結果、同盟會を組織したるが、同會は今回井上團丁博士の來越を幸とし、去る五日同村廣傳寺堂宇に於て盛なる發會式を舉行し、佛教大演説會を開きたり、今當日の概況を記さんには、式場の入口には大國旗を交叉し、種々裝飾を並び、午後一時を報するや、第一點鐘を以て會員來賓は一同着席し、第二點鐘にて創立員總代川上顯勵氏は創立の主旨を述べ、式の順序を報じ、佛前の御戸を開きて一同禮拜し、終るや會員總代船山徳次、大關

甲次諸氏の祝辭、并に齋藤輝雄氏の演説、會長本間義作氏の答辭あり、最後に水吉高次氏の音頭にて兩陛下萬歲を三唱し次に各法主萬歲、同盟會萬歲を各一唱して式を終へ、更に演説を開會したり、辯士原善徳氏は(將來の佛教)、井上博士は(宗教と國家の關係)を演題にて、何れ熱心に辯せられたり演説了て茶話會を催せしに、出席者二百餘名にして、席上井上博士の鬼門論の講話あり、近來稀有の盛會なりしと云ふ因に記す井上博士は同會の主義を賛成して、名譽會員となり、趣意書等の題字をせられたりといふ、同會綱領左の如し

一、皇室に誠忠を盡すべき事、二、佛教を尊信すべき事、三、殖産興業の道を講し慈善事業に力を盡すべき事、四、風俗矯正を謀る事

陸中

◎岩手佛教各宗協會第五支部 本年四月を以て岩手縣膽澤郡南都田村寶壽寺内に設置し同時に發會式を舉行し爾來致々として會員募集に従事し本會擴張を計りつゝありしが去る八月十九日二十日の兩日は舊曆盆祭に相遇せるを以て當支部長高倉文惠師を始め各有志者幹旋の勞を取り此に盛大なる會を開き以て遠近の善男善女をして普く法雨に沐せめぬ其開會の狀況概略を左に掲げん

◎十九日開會の模様 當日は午後一時より開會せり會する者會員以外傍聴者夥しく定刻頃に至り早や會場内は立錐の餘地なき迄押詰め無慮五百名と注せらる扱て會場内外の裝飾は充分に行届き頗る周到を極めぬ雖て午後一時と覺しき頃殿鐘を合圖に同時住職高倉文惠師の導師にして十數名の僧侶昇殿し祝聖諷經ありて後支部長高倉文惠師開會旨趣を述べ續て佐々木榮氏、高橋丈一郎氏、牧野誠一氏、小野亮觀師

高倉大憲師、菅野亮寬師の諸氏交互登壇し滔々數千言ヲ樓述し頗る聽衆の感を惹き起せり夜に入り門の内外に數十の點燈を爲し幻燈を催せり初めに 兩陛下の御肖像を映寫し奉り御仁徳の程を説諭し場の一隅より起れる暖たる樂聲と同時に君が代の唱歌を合奏し兩陛下の萬歲を奉祝し續て仁徳、醍醐の兩帝仁慈を垂れ給ふの御書及承陽大師行狀記等を拜覽せしめ終て高倉文惠師著述の御法歌を來會者に分與し和氣藹々の内に全く退散したるは午後十一時頃なりき

同二十日 當日の模様は前日と大差無きも來會者非常に夥しく一層盛大なりき當日は午前十時より開會の事に豫定し置きたれば來會者群集し來ること一千名以上にして、前日登壇諸氏の演説法話説教あり次に當寺住職高倉天惠老師登壇し十六條戒を授けられ一席の法話あり終て加藤咄堂居士著述の佛教と愛國心と小冊子を施與し此夜最後の幻燈は釋尊一代記日蓮親鸞兩聖人の行狀記及國會議事堂等の映寫終り餘興として花車を映出し敵は何方及大和櫻等の唱歌を樂器と合奏し帝國萬歲岩手佛教各宗協會萬歲を三唱し是にて終會を告げぬ折しも戶外數十の點燈も早や何時しか影を失なひ肅然として吹き來る一陣清涼菩提の風は天空の浮雲を覆ひ法性眞如の月は團圓として無明の暗を打破し聽衆何れも心境豁然として歡喜の思ひを盡し散會せしは夜正に深更

伊勢

◎摺網教會 伊勢國桑名郡深谷村字上深谷部明光寺内に設けたる同會と松崎徳盛師を聘して去月十七、十八、十九の三日本部に於て秋季定例會を開きしに參聴者非常に多く近來稀有の盛會なりしよし

廣 告

常盤 大定先生 新作
久保猪之吉先生 合編
服部 躬治先生 編
横山大觀先生 畫

星 月 夜

製本美麗紙質良好
定價七錢郵稅二錢

本書は有名なる常盤文學士及方今歌學界を震
撼せるいかづち會の錚々たる久保服部の兩君
が十二分の同情を以て鎌倉時代の法然道元親
鸞日蓮の四大徳を歌へる神韻かり讀下の間趣
味津々として涼風腋下に起るの想ひあり苟も
四聖の流を汲み徳を慕ふ人士及文學に志す諸
君は心す一本を購讀あれ

東京市本郷區森川町一番地

發行所 大日本佛教青年會

大日本佛教徒同盟會入會手續

四方同感の諸彦は左の書式に従ひ個人若くは連名を以て至急
御申込被成下度候用紙(美濃野十二行、地方部設立の分は地方
部へ一通を止め、本部へ一通御送致被下度候)

入會申込書

大日本佛教徒同盟會の趣旨に賛同し加盟候也、
年 月 日 原籍族籍姓

大日本佛教徒同盟會御中

名印

(明治三十一年十二月二十六日選借省認可)

政教時報第十六號目次

●社説 内務大臣の訓示は一の政略たるに過ぎず
●論説 佛教家の慈善事業、吁嗟東京市民の宗教的信
念を如何んせんとする、職工布教の必要に就
て

●社會報

各地の景況
●宗教宣布の内務省令 ●内務大臣の訓示 ●内
務省諸宗役僧召集 ●清國に於る日本布教 ●文
部省の八年計畫 ●宗教問題 ●修徳 ●赤痢病 ●
●労働者の運動 ●西本願寺の米國布教 ●雜俎
●神田出獄人保護所

●雜錄

●信界 靜觀錄(十二)相對世界の真相

本誌廣告

一、本誌は毎月二回(一日、十五日)發行とす
二、本誌は一切前金にあらざれば御注文に應せず
三、本誌代金は必ず小爲替にて遞送の事但し郵券代用の節は
五厘切手にて一割増の事
四、本誌定價左の如し

一部	一ヶ月	六ヶ月	一年	全 國
金貳錢五厘	金五錢	金叁拾錢	金六拾錢	無遞送料
●廣告料五號活字一行(二十七字詰)一回金拾錢				

一、爲替振込局は「本郷森川町郵便貯金爲替取扱所」宛の事
二、爲替受取人名宛は「東京本郷森川町一番地大日本佛教徒
同盟會出版部」とせらるべし

東京市本郷區森川町一番地

發行所 大日本佛教徒同盟會出版部

明治三十三年八月卅一日印刷 發行兼編輯人 上村幸三郎
明治三十二年九月一日發行 印刷 清水朝太郎